

## 1. 公正証書以外の遺言書の検認手続き

公正証書遺言以外の遺言書、すなわち、「自筆証書遺言」及び「秘密証書遺言」などを保管している人、あるいは発見した人は、遅滞なく、これを遺言者の最後の住所地の家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならないことになっています。この規定に違反して、遺言書を家庭裁判所に提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所以外で遺言書を開封した者は、5万円以下の過料に処せられることになっています。

ただし、この検認、開封の立会いの手続を怠ったからといって、遺言が無効になることはありません。また、封印のない遺言書も、この検認手続きが必要です。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。だまされて書いたものであるかどうかなど、実体上有効であるか無効であるか、といった面については「遺言書無効確認の訴」などによって争われることになります。

※ 「遅滞なく」は、正当な理由ないし合理的な理由があれば遅滞も許されます。したがって、「遅滞なく」とは、事情の許す限りできるだけ早くという意味です。

## 2. 申立てに必要な書類

(1) 申立書（裁判所のホームページで入手可能で、記載例も掲載されています。）

(2) 標準的な添付書類（相続人が第一順位の場合に必要な書類）

① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

② 相続人全員の戸籍謄本

③ 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

### ●遺言書の検認件数

（単位：件数）

年分	件数	年分	件数	年分	件数	年分	件数
平成11年	9,818件	平成16年	11,662件	平成21年	13,963件	平成26年	16,843件
平成12年	10,251件	平成17年	12,347件	平成22年	14,996件	平成27年	16,888件
平成13年	10,271件	平成18年	12,595件	平成23年	15,113件	平成28年	17,205件
平成14年	10,503件	平成19年	13,309件	平成24年	16,014件	平成29年	17,394件
平成15年	11,364件	平成20年	13,632件	平成25年	16,708件		

※ （出典：最高裁判所事務総局総務局統計課「第9表：司法統計年報（家事編）」）

## 3. 手続の内容に関する説明（出典：家庭裁判所ホームページ）

Q1. 相続人には、検認手続きが行われることをだれかが連絡するのですか。また、相続人のなかには、高齢で出頭できない人がいるのですが、問題ありませんか。

A. 相続人には、申立後、裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは、各人の判断に任されており、全員がそろわなくても検認手続は行われます。

Q2. 検認期日には何を持って行けばよいのですか。

A. 申立人は、遺言書、申立人の印鑑、そのほか担当者から指示されたものを持参してください。特に、遺言書は忘れないように、必ず持参してください。

Q3. 検認期日には、どのようなことを行うのですか。

A. 申立人から遺言書を提出していただき、出席した相続人などの立会のもと、封筒を開封し、遺言書を検認します。

Q4. 検認が終わった後は、どうすればよいのですか。

A. 遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書が付いていることが必要ですので、検認済証明書の申請（遺言書1通につき150円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をしてください。

（文責：山本和義）